

「走る広告」 公用車への 広告を募集

高浜市では、公用車(市が管理する車両)の側面に広告を掲載する「走る広告」を始めます。広告は特殊フィルムにより車体に貼り付けるもので、1台を単位として次のとおり募集します。



◆募集期間

11月1日(火)～30日(水)

※募集期間内に募集台数に達しない場合は、以後、随時募集。

◆対象車両、広告の大きさ、広告掲載料など

車 両	募集台数	掲載場所	サイズ(cm)	縦×横	広告掲載料(税込み)
小型貨物自動車(プロボックス)	2台	両側面	50×50		2,000円/月

※公用車は月～金曜日の昼間、主に市内を走行します。(公務の都合により、市外に出ることもあります。)

◆掲載期間

原則として広告掲載の日から1か月単位で、最長1年

◆広告の材質

特殊フィルム(広告の内容を表示したフィルムにより、剥離が可能な素材で貼付するもので、広告撤去の際に車体の塗装の損傷を生じさせないもの。)

※特殊フィルムの作成、公用車への掲載、撤去作業は、申込者の責任において行っていただきます。広告掲載料には広告作成の経費などは含まれません。

◆対象

事業を営む個人または法人(会社)、もしくはこれらの連合体、国、地方公共団体、公益法人など

◆申込方法

「高浜市車両広告掲載申込書」に必要事項を記入し、広告掲載案と事業所の概要を添えて、持参または郵送でお申し込みください。

①高浜市車両広告掲載申込書(行政契約グループにて配布。市公式ホームページからもダウンロードできます。)

②広告掲載案(広告内容(広告見本)をA4規格に縮小したもの)

③事業所の概要がわかる書類

・パンフレットやホームページに掲載している事業所の概要をプリントしたもの。

・パンフレットやホームページを作成していない場合は、事業所名、代表者名、所在地、連絡先を明記したもの。

◆選定方法

①募集期間内…申込み者数が募集台数を超える場合は、市内業者を優先にして、抽選により決定。

②募集期間後(随時募集)…申込み順に決定。

※申込受付後、掲載の可否を決定し、「高浜市車両広告 掲載・不掲載 決定通知書」で通知します。

◆申込先

【直接持参の場合】平日(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分までの間に、行政契約グループへ提出してください。

【郵送の場合】〒444-1398 住所不要 高浜市役所行政契約グループ 宛

※「車両広告掲載申込書在中」と明記して送付してください。

※11月30日(水)午後5時15分到着分までを募集期間内の申し込みとします。

問合せ先 市役所行政契約グループ ☎52-1111(内線366)
Eメール gyosei@city.takahama.lg.jp